

盛岡市介護予防ケアマネジメント実施要綱

平成29年3月31日市長決裁

改正 令和元年8月29日市長決裁

改正 令和3年3月31日市長決裁

改正 令和6年7月2日市長決裁

(趣旨)

第1 この要綱は、第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の例による。

(事業の実施)

第3 介護予防ケアマネジメントは、盛岡市に事業所を置く地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する。

2 センターは、法第115条の47第5項の規定に基づき、介護予防ケアマネジメントの一部（第7第1項第2号に規定するケアマネジメントCを除く。）を法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者（以下「居宅介護支援事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第4 この事業の対象者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。

(1) 要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける前から市町村の補助により実施される第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者

(2) 居宅要支援被保険者

(3) 市内に住所を有する65歳以上の者であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。）様式第1の質問項目（以下「基本チェックリスト」という。）に対する回答の結果に基づき、同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者で、第1号事業を受けることによって、心身の状況を改善することができると市長が認めた者（以下「事業対象者」という。）。ただし、法第58条第1項の規定に基づき、現に介護予防サービス計画費の支給を受けている者を除く。

(介護予防ケアマネジメントの基本方針)

第5 介護予防ケアマネジメントは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、当該目標を踏まえ、多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント受託者は、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定第1号事業者による提供に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。

4 介護予防ケアマネジメント受託者は、介護予防ケアマネジメントの事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の介護予防ケアマネジメント受託者、介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(事業の内容)

第6 センターは、介護予防ケアマネジメントの実施において、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう専門的な視点から次に掲げる必要な業務を行う。

- (1) 対象者からの相談受付及び総合事業の説明
- (2) 基本チェックリストの実施
- (3) 介護予防ケアプラン（以下「ケアプラン」という。）原案の作成
- (4) サービス担当者会議（サービス事業に関する知識を有する職員が介護予防サービス・支援計画書（介護予防ケアマネジメントによる支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）の作成のために介護予防サービス・支援計画書の原案に位置付けたサービス事業の担当者を招集して行う会議をいう。）の開催
- (5) ケアプランの確定、交付
- (6) サービス提供事業者等との連絡調整
- (7) 介護予防サービスの提供状況の把握
- (8) モニタリング
- (9) 実績報告

(介護予防ケアマネジメントの類型)

第7 介護予防ケアマネジメントは、対象者の状態、利用するサービス等を踏まえて、次に掲げる類型のいずれかを行う。

- (1) ケアマネジメントA 介護予防支援に準じた原則的な介護予防ケアマネジメント
- (2) ケアマネジメントC 初回のみ介護予防ケアマネジメント

2 前項第2号に掲げるケアマネジメントCにおいては、第6第7号から第9号までに掲げる業務を行わないものとする。

(介護予防ケアマネジメント類型の適用)

第8 第7第1項に規定する介護予防ケアマネジメントの類型は、別表第1に掲げるサービスの区分に応じて適用するものとする。ただし、ケアマネジメントAの実施にあたっては、短期集中型通所サービスと介護予防相当サービス（介護予防訪問介護相当サービス又は介護予防通所介護相当サービスをいう。）とを併用することができないものとする。

(事業費)

第9 センターは、介護予防ケアマネジメントを実施した場合、次の事業費を請求することができる。

- (1) 介護予防ケアマネジメント費
- (2) 初回加算
- (3) 委託連携加算
- (4) 高齢者虐待防止措置未実施減算
- (5) 業務継続計画未策定減算

2 前項に規定する事業費の算定要件等については、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の規定を準用する。

3 事業費の単価は、別表第2に定める額（令和3年4月1日から同年9月30日までの間にあっては、別表第2に定める単位数に1.001を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）を単位数とする。）とし、介護予防ケアマネジメント費におけるケアマネジメントAについては1月あたりの単価、ケアマネジメントCについては1回あたりの単価とする。

4 1単位あたりの単価は、10円とする。

5 介護予防ケアマネジメントに係る事業費の請求に対する審査及び支払に関する事務は、法第115条の47第6項の規定に基づき岩手県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(利用者負担)

第10 この事業の利用者負担は、無料とする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(実施期日)

第12 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

改正文 略

改正文(令和3年3月31日市長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市介護予防ケアマネジメント実施要綱の規定は、同日以後に提供された介護予防ケアマネジメントについて適用し、同日前に提供された介護予防ケアマネジメントについては、なお従前の例による。

改正文(令和6年7月2日市長決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。この場合において、改正後の盛岡市介護予防ケアマネジメント実施要綱の規定は、同日以後に提供された介護予防ケアマネジメントについて適用し、同日前に提供された介護予防ケアマネジメントについては、なお従前の例による。

別表第1 (第8関係)

ケアマネジメント類型	サービスの区分
ケアマネジメントA	介護予防訪問介護相当サービス 介護予防通所介護相当サービス
ケアマネジメントC	一般介護予防事業 上記に掲げる以外の保健福祉サービス等

別表第2

区分	単位
介護予防ケアマネジメント費	1月につき 442単位
初回加算	1月につき 300単位
委託連携加算	1月につき 300単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位